

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 3 1 号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第 3 2 号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱について ----- 2
- 議案第 3 3 号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について ----- 3
- 議案第 3 4 号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に
係る意見の申出について ----- 4
- 議案第 3 5 号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又
は任命について ----- 7
- 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出
について ----- 9

議案第 3 1 号

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会
規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号様式の 2 中「第 9 1 条の 2 第 2 項」を「第 9 1 条の 3 第 2 項」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案
を提出する。

議案第32号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱について

上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成29年5月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

任期：平成30年6月12日まで

選出区分	氏名	住所等	役職等	備考
2号委員	栗田富美恵	上尾市宮本町在住	上尾市PTA連合会 代表幹事	新任

【選出区分】

- 1号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について
上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 29 年 5 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 委嘱 [任期：平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職等	備考
2号委員	藤波 由浩	上尾市畔吉在住	上尾市PTA連合会 副会長	新任

提案理由

上尾市人権教育推進協議会委員に、選出団体における役員交代による欠員が生じたため、上尾市人権教育推進協議会条例（平成 28 年 3 月 28 日条例第 7 号）第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、後任の委員の委嘱を行いたいので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「4 3 3 円」を「1 人につき 2 1 7 円」に改め、「から第 5 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円（学校医等に第 1 号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 3 6 7 円）」を「3 3 4 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「1 0 万 4, 9 5 0 円」を「1 0 万 5, 1 3 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 7, 0 3 0 円」を「5 万 7, 1 1 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2, 4 8 0 円」を「5 万 2, 5 7 0 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 5 2 0 円」を「2 万 8, 5 6 0 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 0 8 3 円」を「6, 1 3 0 円」に、「7, 8 4 5 円」を「7, 8 9 3 円」に、「9, 4 9 0 円」を「9, 5 2 0 円」に、「1 0, 7 4 3 円」を「1 0, 7 6 3 円」に、「1 1, 6 0 8 円」を「1 1, 6 2 0 円」に、「1 2, 3 5 0 円」を「1 2, 3 6 3 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 1 3 3 円」を「5, 1 7 0 円」に、「6, 1 1 0 円」を「6, 1 4 8 円」に、「6, 8 1

5円」を「6, 838円」に、「7, 980円」を「7, 995円」に、「8, 878円」を「8, 888円」に、「9, 340円」を「9, 350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3項（次項又は附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同月1日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については367円）」とする。
- 4 施行日から平成30年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中

「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者が不在の場合にあっては、そのうち1人については334円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合にあっては、そのうち1人については300円）」とする。

- 5 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、学校医などに対する休業補償などの額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額、介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定等するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 29 年 5 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

1 委嘱 [任期：平成 30 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	むらかみ 村上 哲功	上尾市壺丁目 在住	市立大谷中学校 P T A 会長	新任
	きくち 菊池 やすなが 恭長	上尾市大谷本郷 在住	市立南中学校 P T A 会長	新任
6号委員	あらい 荒井 きょうこ 今日子	埼玉県鴻巣保健所 勤務	埼玉県鴻巣保健所主任	新任

2 任命 [任期：平成 30 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	くりはら 栗原 のぶゆき 信幸	市立原市中学校 勤務	市立原市中学校長	新任
	たなか 田中 ひろし 博	市立太平中学校 勤務	市立太平中学校長	新任
3号委員	すがや 菅谷 みつこ 光子	市立原市中学校 勤務	市立原市中学校 教諭	新任
	にしかわ 西川 りえこ 理恵子	市立上平中学校 勤務	市立上平中学校 教諭	新任
	こじま 小島 ともこ 知子	市立西中学校 勤務	市立西中学校 教諭	新任

- 1号委員：中学校の校長
 2号委員：中学校 P T A 会長
 3号委員：中学校給食主任
 4号委員：中学校の学校医
 5号委員：中学校の学校薬剤師
 6号委員：保健所職員

提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の欠員に伴い、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条の規定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第36号

平成29年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
下記のとおり、平成29年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成29年5月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己
記

1 歳出（9款 教育費）

補正額 14,901千円

(1) 目的別予算額 (単位：千円)

項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 教育総務費	899,121	14,901	914,022

(2) 所属別事業別歳出補正額

●学務課 (単位：千円)

事業名	説明	補正額
さわやかスクールサポート事業(学級支援)	アッピースマイル教員賃金	14,876
	普通旅費	25

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。